

諮問庁：検事総長

諮問日：平成29年9月11日（平成29年（行情）諮問第364号）

答申日：平成30年1月18日（平成29年度（行情）答申第424号）

事件名：電磁的記録消去用ソフトの操作説明書等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下の2文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、文書1の全部を不開示とし、文書2を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

文書1 電磁的記録消去用ソフトの操作説明書

文書2 特定年月末頃、福岡地方検察庁において、押収したパソコンに保存されている動画データについて、消去したデータが復元ができないという科学的・技術的根拠が記載された文書

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年6月8日付け福岡地検企第115号により福岡地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消し、全部開示を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

電磁的記録消去用ソフト（以下「消去用ソフト」という。）の操作説明書（文書1）を不開示とした理由としての法5条4号である犯罪の予防又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるということの根拠がなく、かつ検察における国民の所有権の侵害をする行為を規制するために開示する必要があると考えるため。また、消去したデータが復元できないという科学的・技術的根拠についてそのことを知らずに上記消去用ソフトを使用しているとは考えられず、仮にそうだとすれば国家公務員法99条の信用失墜行為の禁止に抵触し懲戒処分の対象となるため。

（2）意見書

文書1については、電磁的記録の所有権が国庫に帰属することとなった場合や、所有者が電磁的記録の消去に同意をした場合について、その判断をするのは司法であり、検察ではない。したがって、適正な手続を

踏んでいないことも想定され、公務員の職権乱用罪を行う手段として用いられることが想定されるため、国民の所有権を回復する情報を知ることが当然の権利である。

文書2については、電磁的記録の所有権が国庫に帰属することとなった場合や、所有者が電磁的記録の消去に同意をした場合について、その判断をするのは司法であり、検察ではない。したがって、事務担当者が消去用ソフトの操作をする場合に適正な手続を踏んでいないことも想定され、かつ消去用ソフトに依存するのであればその消去したデータを復元できないという科学的技術的根拠を知らずに事務担当者が消去用ソフトに依存するのであれば、仮にその作業が正常に行われなかった場合もあり、このことは公務員の職権乱用罪を行う手段として用いられることが想定されるため、国民の所有権を回復する情報を知ることが当然の権利でありかつ事務担当者は職務怠慢であり、公務員の懲戒に該当する行為である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

(1) 開示請求の内容

本件開示請求は、「特定年月末頃、福岡地方検察庁において、押収したパソコンに保存されている動画データについて、①消去する際に使用するソフトの名称や操作方法が記載されている説明書（文書1）、②消去したデータが復元ができないという科学的・技術的根拠が記載された文書（文書2）」を対象としたものである。

(2) 処分庁の決定

上記開示請求に対し、処分庁は、文書1については、「電磁的記録消去用ソフトの操作説明書」を対象文書として特定し、法5条4号に該当するため、文書2については、開示請求に係る行政文書を保有していないため、いずれも不開示決定（原処分）を行った。

2 諮問の要旨

審査請求人は、処分庁による原処分を取り消し、その開示を求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

3 諮問庁の判断及び理由

(1) 文書1について

文書1である消去用ソフトの操作説明書は、捜査等で押収した犯罪に関連する電磁的記録について、没収の裁判の確定や適法に所有権放棄がなされたことにより、その所有権が国庫に帰属することとなった場合や、所有者から当該電磁的記録を消去することについて同意を得た場合などに、当該電磁的記録を適正に処分するために使用するソフトの説明書で

あって、消去用ソフトの名称、プログラムの起動方法、利用可能な機能の説明等が記載されている文書である。

(2) 文書1の法5条4号該当性について

消去用ソフトの名称や操作方法等の内容が明らかになることによって、消去用ソフトに対応すると推測される復元方法を用いて、消去された電磁的記録を復元することが容易になる可能性を否定することはできず、犯罪に関連する電磁的記録の復元が可能となると、刑事事件の処分時においては、捜査機関に対して反省の情を示すために犯罪関連の電磁的記録の消去に同意する旨の供述をし、処分後に当該電磁的記録の復元を試みることもできるとの判断から、新たな犯罪に及ぶことを助長又は誘発させることになるなど、犯罪の予防又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号の不開示情報に該当する。

また、請求人は、審査請求の理由として、検察における国民の所有権の侵害をする行為を規制するために開示する必要がある旨主張するが、電磁的記録を消去するのは、前記(1)記載のとおり、電磁的記録の所有権が国庫に帰属することとなった場合や、所有者が電磁的記録の消去に同意をした場合などであって、いずれも適正な手続を踏んだ上で行っていることから、請求人の主張は当たらない。

(3) 文書2について

請求人は、審査請求の理由として、消去したデータが復元できないという科学的・技術的根拠を知らずに消去用ソフトを使用しているとは考えられない旨主張するところ、そもそも電磁的記録の消去結果については、消去用ソフトに依存し、事務担当者は消去用ソフトの操作ができればことは足り、処分庁において文書2に係る行政文書を保有していなくとも、電磁的記録を消去することは可能であり、事務遂行に支障は生じていない。

また、審査請求を受けて、諮問庁は処分庁に対し、消去用ソフトがインストールされている担当部署のみならず、捜査部門及び情報管理部門における文書2に係る行政文書の保有状況を再確認させて、書庫、倉庫、パソコン上のファイル等の探索を行ったが、文書2に該当する行政文書の存在を確認することはできなかった。

(4) 結論

以上のとおり、文書1については法5条4号に該当し、文書2に係る行政文書については保有していないとして処分庁が行った不開示決定は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年9月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月25日 審議
- ④ 同年10月4日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年11月7日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年12月12日 審議
- ⑦ 平成30年1月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書につき、文書1の全部を法5条4号に該当するとして不開示とし、文書2を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象文書の全部開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、文書1の見分結果を踏まえ、文書1の不開示情報該当性及び文書2の保有の有無について検討する。

2 文書1の不開示情報該当性について

(1) 諮問庁の説明の要旨

ア 文書1について

消去用ソフトの操作説明書（文書1）は、捜査等で押収した犯罪に関連する電磁的記録について、没収の裁判の確定や適法に所有権放棄がなされたことにより、その所有権が国庫に帰属することとなった場合や、所有者から当該電磁的記録を消去することについて同意を得た場合などに、当該電磁的記録を適正に処分するために使用するソフトの説明書であって、消去用ソフトの名称、プログラムの起動方法、利用可能な機能の説明等が記載されている文書である。

イ 文書1の法5条4号該当性について

消去用ソフトの名称や操作方法等の内容が明らかになることによって、消去用ソフトに対応すると推測される復元方法を用いて、消去された電磁的記録を復元することが容易になる可能性を否定することはできず、犯罪に関連する電磁的記録の復元が可能となると、刑事事件の処分時においては、捜査機関に対して反省の情を示すために犯罪関連の電磁的記録の消去に同意する旨の供述をし、処分後に当該電磁的記録の復元を試みることもできるとの判断から、新たな犯罪に及ぶことを助長又は誘発させることになるなど、犯罪の予防又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号の不開示情報に該当する。

(2) 検討

- ア 文書1は、電磁的記録を消去するために使用するソフトの操作説明書であり、その中には、消去用ソフトの名称、システムの構成、プログラムの操作方法、利用可能な機能の説明等が具体的かつ詳細に記載されていると認められる。
- イ そして、当該消去用ソフトが、捜査等で押収した犯罪に関連する電磁的記録について、没収の裁判の確定や適法に所有権放棄がなされたことにより、その所有権が国庫に帰属することとなった場合や、所有者から当該電磁的記録を消去することについて同意を得た場合などに、当該電磁的記録を適正に処分するために使用するものである旨の諮問庁の説明を覆すに足りる事情はない。
- ウ さらに、犯罪に関連する電磁的記録の復元が可能となった場合、公共の安全と秩序の維持についてどのような支障を及ぼすおそれがあるかについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。
- (ア) 児童ポルノ等の一定の犯罪に係る電磁的記録が復元されると、電磁的記録を復元することによって新たな犯罪が発生することになるほか、被害者の正当な権利利益が害されることになるなど、犯罪の予防、公共の安全や秩序の維持等についても多くの支障を及ぼすおそれがある。
- (イ) 被疑者・被告人において、反省の情を示すため電磁的記録を消去することに同意をした後、消去された電磁的記録の復元が可能であれば、犯罪者に対して反省を促し、更生させるという刑事政策の目的を達成することができなくなるおそれがある。
- (ウ) 判決により、電磁的記録が没収された場合、没収された電磁的記録が復元可能となれば、裁判の執行が妨げられ、刑事裁判の適正な実現をすることができなくなる。
- エ そこで、上記(1)イの諮問庁の説明について検討すると、上記アのような文書1の記載内容やその記載状況等に照らせば、文書1の一部でも公にすると、捜査等で押収した犯罪に関連する電磁的記録で消去用ソフトを用いて消去されたものを、消去用ソフトに対応すると推測される復元方法を用いて復元することが容易になる可能性を否定することはできない旨の諮問庁の説明は、首肯できる。
- オ そうすると、文書1は、これを公にすると、少なくとも没収の裁判の確定によりその対象となって消去された電磁的記録を復元することが容易になり、その結果、没収の裁判の執行に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められ、法5条4号に該当し、その全部を不開示としたことは妥当である。

3 文書2の保有の有無について

(1) 諮問庁の説明の要旨

ア 審査請求人は、事務担当者が、消去したデータが復元できないという科学的・技術的根拠を知らずに消去用ソフトを使用しているとは考えられない旨主張する。

イ これに対し、諮問庁は、そもそも電磁的記録の消去結果については、消去用ソフトに依存し、事務担当者は消去用ソフトの操作ができればことは足り、処分庁において文書2に係る行政文書を保有していなくとも、電磁的記録を消去することは可能であり、事務遂行に支障は生じていない旨説明する。

ウ また、諮問庁は、審査請求を受けて、処分庁に対し、消去用ソフトがインストールされている担当部署のみならず、捜査部門及び情報管理部門における文書2に係る行政文書の保有状況を再確認させ、書庫、倉庫、パソコン上のファイル等の探索を行わせたが、文書2に該当する行政文書の存在を確認することはできなかった旨も説明する。

(2) 検討

上記(1)イの諮問庁の説明は、上記2(2)アのような文書1の記載内容に照らし、不自然、不合理とはいえ、これを覆すに足りる事情も認められない。また、上記(1)ウの処分庁において行った文書2の探索の範囲及び方法についても、特段の問題があるとは認められない。

したがって、福岡地方検察庁において、文書2を保有しているとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、文書1の全部を法5条4号に該当するとして不開示とし、文書2を保有していないとして不開示とした決定については、文書1は同号に該当すると認められ、福岡地方検察庁において文書2を保有しているとは認められないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史